

結核は過去の病気ではありません



京都府内では毎年新たに約 250 人の方が結核を発病し、そのうち約 8 割が高齢者です。結核は近年減少傾向にあるものの、今もなお重要な感染症のひとつです。結核定期健康診断の実施をお願いします。

【参考】 結核定期健康診断は法に基づいています

定期健康診断 実施義務	感染症法第 53条の2	法に基づく定期結核健診（年に1回の胸部エックス線）が義務付けられた事業所・学校・施設では、健康診断を実施することが義務付けられています。
----------------	----------------	--

定期健康診断 の対象者、定 期及び回数	感染症法施 行令第12 条	詳しくは、下記の実施義務がある対象施設、実施義務者等一覧をご覧ください。
---------------------------	---------------------	--------------------------------------

【定期結核健康診断対象施設、実施義務者等一覧】

施設の種類の種類		実施義務者	対象者	実施時期等
病院、診療所、助産所、介護老人保健施設		事業者	業務に従事する者	毎年度
社会福祉施設（＊）		事業者	業務に従事する者	毎年度
		施設長	入所者	65歳到達以降毎年度
学校	学校（専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く）	事業者	業務に従事する者	毎年度
	大学、高校、専修学校又は各種学校（修業年限が1年未満を除く）	学校長	学生又は生徒	入学年度のみ
刑事施設		施設長	収容されている者	20歳到達以降毎年度

* 社会福祉法第2条第2項第1号及び第3号から第6号までに規定する施設

- 生活保護法に規定する救護施設、更生施設その他生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設
- 老人福祉法に基づく養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム
- 障害者総合支援法に基づく障害者支援施設（障害福祉サービス事業者は対象外）
- 売春防止法に基づく婦人保護施設



受診義務	感染症法第 53条の3	対象者は期日、期間内に健康診断を受けなければなりません。
------	----------------	------------------------------

65歳以上の 受診義務	感染症法施 行令第12 条の2	市町村が実施する健康診断で65歳以上の方は、健康診断を受けなければなりません。
----------------	-----------------------	---

報告義務	感染症法第 53条の7	健康診断実施義務者（管理者）は受診者数などを保健所へ報告しなければなりません。
------	----------------	---

根拠法令条文

<感染症法>

(定期の健康診断)

- 第五十三条の二 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二条第三号 に規定する事業者（以下この章及び第十二章において「事業者」という。）、学校（専修学校及び各種学校を含み、修業年限が一年未満のものを除く。以下同じ。）の長又は矯正施設その他の施設で政令で定めるもの（以下この章及び第十二章において「施設」という。）の長は、それぞれ当該事業者の行う事業において 業務に従事する者、当該学校の学生、生徒若しくは児童又は当該施設に収容されている者（小学校就学の始期に達しない者を除く。）であって政令で定めるものに対して、政令で定める定期において、期日又は期間を指定して、結核に係る定期の健康診断を行わなければならない。
- 2 保健所長は、事業者（国、都道府県、保健所を設置する市及び特別区を除く。）又は学校若しくは施設（国、都道府県、保健所を設置する市又は特別区の設置する学校又は施設を除く。）の長に対し、前項の規定による定期の健康診断の期日又は期間の指定に関して 指示することができる。
- 3 市町村長は、その管轄する区域内に居住する者（小学校就学の始期に達しない者を除く。）のうち、第一項の健康診断の対象者以外 の者であって政令で定めるものに対して、政令で定める定期において、保健所長（特別区及び保健所を設置する市にあつては、都道 府県知事）の指示を受け期日又は期間を指定して、結核に係る定期の健康診断を行わなければならない。
- 4 第一項の健康診断の対象者に対して労働安全衛生法 、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）その他の法律又はこれら に基づく命令若しくは規則の規定によって健康診断が行われた場合において、その健康診断が第五十三条の九の技術的基準に適合するものであるときは、当該対象者に対してそれぞれ事業者又は学校若しくは施設の長が、同項の規定による定期の健康診断を行った ものとみなす。
- 5 第一項及び第三項の規定による健康診断の回数は、政令で定める。

(受診義務)

- 第五十三条の三 前条第一項又は第三項の健康診断の対象者は、それぞれ指定された期日又は期間内に、事業者、学校若しくは施設の 長又は市町村長の行う健康診断を受けなければならない。
- 2 前項の規定により健康診断を受けるべき者が十六歳未満の者又は成年被後見人であるときは、その保護者において、その者に健康 診断を受けさせるために必要な措置を講じなければならない。

(通報又は報告)

- 第五十三条の七 健康診断実施者は、定期の健康診断を行ったときは、その健康診断（第五十三条の四又は第五十三条の五の規定による診断書その他の文書の提出を受けた健康診断を含む。）につき、受診者の数その他厚生労働省令で定める事項を当該健康診断を行った 場所を管轄する保健所長（その場所が保健所を設置する市又は特別区の区域内であるときは、保健所長及び市長又は区長）を経由して、 都道府県知事に通報又は報告しなければならない。
- 2 前項の規定は、他の法律又はこれに基づく命令若しくは規則の規定による健康診断実施者が、第五十三条の二第四項の規定により 同条第一項の規定による健康診断とみなされる健康診断を行った場合について準用する。

<感染症法 施行令>

(施設)

- 第十一条 法第五十三条の二第一項 の規定によりその長が定期の健康診断を行わなければならない施設は、次に掲げるものとする。
- 一 刑事施設
 - 二 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第二項第一号 及び第三号 から第六号 までに規定する施設

(定期の健康診断の対象者、定期及び回数)

- 第十二条 法第五十三条の二第一項の規定により定期の健康診断を受けるべき者は、次の各号に掲げる者とし、同項の政令で定める定 期は、それぞれ当該各号に定めるものとする
- 一 学校（専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く。）、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設又は前条第二号に掲げる施 設において業務に従事する者毎年度
 - 二 大学、高等学校、高等専門学校、専修学校又は各種学校（修業年限が一年未満のものを除く。）の学生又は生徒 入学した年度
 - 三 前条第一号に掲げる施設に収容されている者 二十歳に達する日の属する年度以降において毎年度
 - 四 前条第二号に掲げる施設に入所している者 六十五歳に達する日の属する年度以降において毎年度
- 2 法第五十三条の二第三項 の規定により定期の健康診断を受けるべき者は、次の各号に掲げる者とし、同項の政令で定める定期は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 一 法第五十三条の二第一項 の健康診断の対象者以外の者（市町村が定期の健康診断の必要がないと認める者及び次号に掲げる者を除く。）六十五歳に達する年度以降において毎年度
 - 二 市町村がその管轄する区域内における結核の発生の状況、定期の健康診断による結核患者の発見率その他の事情を勘案して特に定期の健康診断の必要を認める者 市町村が定める定期
- 3 法第五十三条の二第一項 及び第三項 の規定による定期の健康診断の回数は、次のとおりとする。
- 一 第一項各号及び前項第一号の定期の健康診断にあつては、それぞれの定期において一回
 - 二 前項第二号の定期の健康診断にあつては、市町村が定める定期において市町村が定める回数